

令和6年4月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年4月26日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
㊟ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	㊦ 14番 太田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊧ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美 ㊟ 山下 勝美	○ 松本 美徳	○ 松本 伸雄
○ 山口 信也	○ 前田 將直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
	○ 松本 覚二	○ 山口 康明
		○ 長谷川 壽幸
		㊟ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 小林 重喜
		㊟ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 樫 山 まちこ	次 長 川 内 益 栄	係 長 田 畑 徹 二
主 査 桃 田 忠 邦	参 事 吉 田 倉 也	
7. 議 長	佐 々 木 龍 二	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 松本 由美子	5 番 引地 国弘	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年4月の農業委員会総会を開会いたします。本年度最初の総会となります。

本日の欠席委員は、農業委員4番 末武委員、推進委員2番の山下委員、推進委員11番 高田委員、推進委員18番 松崎委員です。それから農業委員14番 太田委員からは遅刻の、農業委員16番 金子委員からは早退のご報告をいただいております。なお、出席委員は定足数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。

4月23日に開催されました地域計画及び中間管理事業担当者会議に出席いたしました。県内における農地バンクの活用につきましては年度目標に達していると県の方から報告がありましたが農地面積に占める貸付割合は25.6%となっており、まだまだであるという状況です。松浦市の農業委員会といたしましては、令和6年度から重点地域の設定は行っておりませんが、地域計画の協議の場等を活用しながら推進を図っていく必要があると思っております。併せまして県内の農地バンクを活用した地域集積協力金につきましても前年度における県内の実績は、24地域305ha、交付実績8,648万7千円、本市においては、1地域28ha、交付実績740万円となっております。積極的な活用が出来ますように、農業委員・推進委員皆様のご協力をお願いしたいと思います。それでは、佐々木会長の挨拶をいただきまして、4月の総会に入りたいと思います。

会 長

改めまして皆様こんにちは。4月定例農業委員会に出席いただきましてありがとうございます。皆様には時期的にご多忙だと拝察いたします。一週間前になりますけど私の担当地区は御厨町西木場です。西木場の農地をずっと見廻ってみたんですけど、ちょうど廻ってるときに、田んぼで農作業をされている男性の方が居られました。私も存じ上げてる方だったので、お話をしたんですけど、80を過ぎられてる方なんですけど大変達者な方で農作業をされて居られました。で、私が何の作業をされてるんですかと聞いたら、先生には分からっさんやろって言われました。それで聞いてみたら、野芝ば集めよると野芝ってなんやろかと、やっぱり分かりませんでした。そしたら道路の土手なんかには植え付ける芝だそうでトラクターに紛れて田んぼに生えてそれでそれを除去されていました。軽トラックをみたら、荷台にかなり沢山積まれていました。大変だと思って、「農作業大変ですね」ときいたら、「百姓魂のなかったら出来んとばい。」と言われました。ハハーッさすがだなと思ひまして、私はもう百姓魂は無理ですけど、これから三年間ですね農業委員としまして農業委員魂は三年間で身に付けられるかなと思っておりますので頑張っていこうと思っております。本日は、よろしくお願いします。

議 長

3番の議事録署名人の指名を行います。3番 松本由美子委員、5番 引地委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、4番の報告事項に移ります。議案1ページです。お聞き下さい、農地移動適正化あっせん事業報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局の川内です。各種報告です。議案の1ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。申出人は、志佐町池成免[]番地の[]氏です。種類は売買で、対象地は今福町東免字松本ノ前[]番、[]番、[]番、[]番の4筆で、地目は田、合計面積は2,079㎡です。申出日は令和6年3月28日です。以上につきまして、あっせん委員の決定をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありましたあっせん事業報告について、あっせん委員の指名を行いたいと思います。推進委員12番 渡口委員、同じく11番高田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 はい、分かりました。（渡口委員）

委 員 はい、分かりました。（高田委員）

議 長 ありがとうございます。

議 長 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から4ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。3件ございます。

議案1ページの1件目の貸人・御厨町前田免[]の[]氏と借人・御厨町前田免[]の[]氏の分は、令和5年度豪雨災害により耕作不能となったことによる解約です。

2件目の貸人・志佐町浦免[]の[]氏、借人・志佐町赤木免[]番地、[]氏の分は、この後、農地法第3条の規定による所有権移転で提案させていただきます同筆の当人同士の売買のための事前の解約になります。

3件目の貸人・今福町浦免[]番地、[]氏、借人・今福町東免[]、[]氏の分ですが、対象地、今福町浦免字宮田[]は、先月の定例会で賃貸借の利用権設定が貸人・[]氏と借人・[]氏で成立した3筆のうちの1筆でしたが、同時に今福町仏坂免の[]氏と農地法第3条による所有権移転の許可がされていたものです。ですので、今回、その1筆を解約するものです。以上です。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について何かございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ報告通りとさせていただきます。それでは、付議事項に入ります。4ページ、議案第20号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、4ページ「議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ということで2件ございます。今回は皆さん最初になりますので、議案の説明をする前にそれぞれの農地法について簡単に説明したいと思います。

農地法第3条では、農地の貸し借りや売買をする場合、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があると規定されており、本議案は、この規定に基づき許可申請書が提出されたものです。許可の基準は、農地法第3条第2項にございます。簡単に申しますと、所有している農地や借りている農地を効率的に利用できるか。機械や農作業のための人員が確保されており、農業の技術があるか。おおよそ年間150日以上、農業に従事しているか。水管理など、それぞれの地域と協力して営農が行えるか。これらの要件により判断し、許可又は不許可を審議いただくこととなります。

それでは、事件番号1です。譲渡人は志佐町浦免■■■■■■■■■■ 氏、譲受人は志佐町赤木免■■■■■■■■■■番地 ■■■■■■■■■■ 氏です。申請地は、志佐町赤木免字上源田■■■■■■■■■■・田・59㎡ほか6筆の合計面積3,910㎡で、これまでも■■■■■■■■■■氏が借りて耕作されていた農地です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。■■■■■■■■■■氏は認定農業者で長年農業に従事されており、水稻やW C S・飼料作物を作付けしておられます。また、農従者は3名で農業従事日数は年間300日となっております。そのほか、申請に基づき確認し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2です。譲渡人は志佐町里免■■■■■■■■■■番地 ■■■■■■■■■■ 氏、譲受人は志佐町里免■■■■■■■■■■番地 ■■■■■■■■■■ 氏です。申請地は、志佐町里免字谷口■■■■■■■■■■・田・1,020㎡ほか1筆の合計面積1,069㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、贈与によって所有権移転するというものです。■■■■■■■■■■氏は認定農業者ではございませんが、農地を借受けて水稻を作付けするなど精力的に農業に取り組まれています。また、農従者は2名で農業従事日数は年間150日となっております。そのほか、申請に基づき確認し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

事件番号1番について、農業委員10番 宮本 章委員 お願いします。

委 員 今、事務局から説明がありましたように夫婦ともに認定農業者でありますし親子三人で経営されております。只今、親牛・繁殖牛35頭、子牛26頭を飼

育されておりまして、水稻・WCS、裏作イタリアン等、大幅に作付けされて居りまして、地域のリーダー的な方でもありますし、問題は無いかと思えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番について、農業委員18番 須藤委員をお願いします。

委 員 私もこの件につきましては問題無いかと思えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

委 員 (なし)

議 長 ないということで、議案第20号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することといたします。

議 長 続きまして、5ページ 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をさせていただきます。

まず、農地転用について簡単に説明いたします。農地法4条と5条による申請に分かれており、4条は自分の農地を転用する場合、5条は権利の移転・設定を伴う場合です。転用申請があった場合、農業委員会総会で申請内容に問題が無いか審議し、許可相当である等の意見を付して県へ送付します。その後、県で申請内容が審議されまして、許可・不許可の決定がなされるという流れです。転用の許可基準は、立地基準と一般基準の二つがございます。立地基準というのは、転用したい農地が、転用可能な場所にあるかどうかを判断するものです。従って、すべてが転用できるものではありません。次に、一般基準は、転用行為が確実に行われるかを判断するもので、資金があるか、転用計画が明確であるか、転用面積が適正であるかなどです。この一般基準の中で注意すべき点は、周辺に農地がある場合に、土砂の流出が無いか、農業用水・排水に影響無いかなど、周辺への営農（日照・通風）に影響が無いかという点です。これは、書類審査では分からないので、総会前の現地調査の際に、月当番の農業委員さんと地元の委員さん、事務局とで現地確認を行って確認しているところです。これらを総合してご審議いただくこととなります。

それでは、議案の説明をいたします。議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、事件番号1です。関係資料を152～155ページに添付しております。申請人は今福町北免■■■■■■■■■■ 氏です。申請地は、今福町北免字浜ノ脇■■■■■■■■■■・畑・394㎡です。農地の区分は、土地改良

事業の行われていない小規模の農地のため第2種農地です。この第2種農地については、他の土地が利用できないと認められる場合に許可することが可能で、本件では、申請地以外に代替地がなかったとの書類が添付されており、その点は確認済みでございます。転用の目的は、駐車場用地であり、7台分の駐車場を確保するものです。土地利用については、155ページの平面図をご覧ください。申請者は4月上旬におがくず酵素浴の店舗を始められております。現在、1日平均で15名程度の利用があるそうですが、駐車場が3台分しかないため、駐車場を確保したいとの意向であります。図面の⑧～⑩番が現在の駐車場で、図面上部に記載のある資材搬入から⑦までの7台分を整備するという計画です。土地については、現状のまま利用して碎石を敷くとのこととです。排水は、雨水排水のみで自然流下です。北側に畑がありますが長年耕作されておらず、現地調査の結果、影響は無いものと思われます。そのほか、通帳のコピーによって資金計画を確認しましたので、本事業が確実に行われるものと思われますので、許可相当と判断しております。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員3番 松本由美子委員をお願いします。

 なお、発言していただく前に番号と氏名を述べていただくようにお願いします。

委 員 農業委員3番の松本です。4月19日に事務局の方と瀬川委員と一緒に、地元委員さんも一緒に現場を確認しました。今の説明のとおり、排水等は自然流下と言うことで、何ら問題無いと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員7番 武部委員 お願いします。

委 員 農業委員7番の武部です。現地調査は先程おっしゃいましたとおり4月19日に事務局の方と一緒に、現地を確認しました。事務局の説明のとおり、隣接地に日を塞ぐもの、土砂崩れ等の恐れがあるもの等は全く無いと、市道に隣接した店舗の駐車場ということで何ら問題無いと判断しております。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、各委員さんから何か意見はございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。

続きまして、6ページ 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について事件番号1です。関係資料を156～160ページに添付しております。譲受人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏、■■■■■■■■■■氏、譲渡人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏です。申請地は、志佐町里字辻ノ尾台■■■■■■■■■■・畑・146㎡ほか3筆で合計面積371㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地のため第3種農地と判断しております。この第3種農地は原則許可となる農地区分です。転用の目的は、売買により所有権を移転し、一般個人住宅を建築するものです。土地利用について、159ページの配置図をご覧ください。図示されているとおり住宅が建築されます。排水について、雨水排水は道路側溝へ放流、污水及び生活雑排水は下水へ接続されます。南側に隣接する■■■■■■■■■■は畑ですが、所有者は譲渡人の■■■■■■■■■■氏で、長年休耕の状態です。営農への影響ですが、申請地は畑より一段下がっており、周辺の状況から仮に営農されたとしても何ら問題無いと思われます。ほか、住宅ローンの仮審査も終了しており、本事業が確実に行われるものと思われますので、許可相当と判断しております。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員2番 瀬川委員をお願いします。

委 員 農業委員2番の瀬川です。4月19日に事務局3名の方と、松本委員、現地の委員さんと現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、転用目的は一般個人用住宅を建てられるということで周りには、北に公衆用道路、他は宅地ということで周辺の宅地には何ら問題は無いかと思います。雨水は道路側溝へ放流、污水・生活雑排水は下水道へ放流するようになっていました。周辺農地への影響も無いと思われます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見を伺いたと思います。農業委員18番 須藤委員をお願いします。

委 員 はい、現地調査を行いました。隣接地は住宅地で、排水は市道の方に排水する設備がされるようになっていましたので問題無いと思います。

議 長 続きまして、事件番号2番について事務局の説明をお願いします。

事務局 事件番号2です。関係資料を152・161～165ページに添付しております。譲受人は三重県いなべ市北勢町中山■■■■■■■■■■氏、譲渡人は御厨町池田免■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、御厨町池田免字長蔵

現在、通いで実家の両親の介護等をされているそうですが、実家には車1台分の駐車場しかないため、来客用も含めて駐車場を整備するというものです。排水について、雨水排水は自然流下です。近隣の営農への影響ですが、里道を挟んで譲渡人である■■■■氏の田がありますが、直接的な影響は無いものと思われます。ほか、通帳の写しより資金計画を確認しております。よって、本事業が確実に行われるものと思われますので、許可相当と判断しております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続きまして、事件番号3番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員3番 松本由美子委員 お願いします。

委 員 農業委員3番の松本です。今、事務局から説明がありましたとおり、問題無いと確認しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。続きまして、地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員6番 長谷川委員 お願いします。

委 員 4月19日に農業委員さんと一緒に立ち会いました。駐車場整備はバラスということで農地に大きく雨水が入ることも無いと思いますので問題無いと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。それでは、事件番号1番から3番について、一括して審議いたします。各委員さんから、何かご意見はございますか？

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。

続きまして、7ページ 議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年4月30日としております。8ページから10ページにかけて、賃貸借権 再設定分が16件、新規分16件、使用貸借 再設定分が3件、新規分9件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当地区の委員さんはご確認下さい。

議 長 それでは、各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第23号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、
公告予定を令和6年4月30日といたします。
続きまして15ページ、議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は16ページから66ページにかけまして、23名分の促進計画となっております。全て、A to Bで公社が貸し付ける分でございます。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 しばらく時間を取りますので、ご確認下さい。

議 長 それでは、各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に計画を定めることを要請いたします。
続きまして70ページ、議案第25号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第25号農業振興地域整備計画の変更についてでございます。資料は70ページです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、松浦市から意見を求められておりますので、それに対して農業委員会の意見書を提出するものです。今年は、農業振興地域の全体見直しの年となっております。計画変更につきまして担当課である農林課から説明をお願いしたいと思います。

農林課 農林課の池と申します。よろしくお願いいたします。私から議案第25号についてご説明いたします。松浦市では農業振興を図るため優良な農地として守るべき農地を農振農用地として指定しております。農業振興地域整備計画は5年に1度計画を見直すこととなっております昨年度より見直し作業を行っているところです。本計画は大きく2つに分かれています。一つはマスタープラン、市の農業振興の計画を定めたものです。もう一つは農地利用計画、農

地の指定についての計画です。今回、皆さんにご審議いただきたいのは、農地利用計画ですが、内容といたしましては除外が1, 336件、編入が 278件です。除外については、既に農業委員会で非農地と判断しているもの山林原野化しているものがほとんどです。なお、編入については、地域計画の協議の場等で新たに農用地として指定した方が良いと判断されたものになります。

資料の中身の訂正をお願いします。94ページをお開き下さい。4番、農用地区域の用途区分別面積ですけれども、変更前の農地が、2, 079. 8 h aを193 3. 8 h aに、小計の2, 079. 8 h aを1, 933. 8 h aに、合計の2, 087. 6 h aを1941. 6 h aに修正をお願いいたします。続きまして、変更後の農地が2, 009. 2 h aを1, 942. 2 h aに、小計の2, 009. 2 h aを1, 942. 2 h aに、合計の2, 014. 7 h aを1, 947. 7 h aに修正をお願いします。

農林課からの説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。

事務局

それでは、議案第25号 農業振興地域整備計画の変更についてご審議を頂きたいのですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、今回意見を求められております。今回の議案の103ページから124ページに除外の一覧表がついておりますが、これは先程も説明がありました通り過去に非農地通知により農地から除外された土地、国土調査で農地以外に判定された土地、それと元々墓地など農用地に編入されるべきでなかった土地が一覧となっています。除外される個所につきましてはこのような事情から特に問題は無いかと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。各委員さんから、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

委 員

(なし)

議 長

無ければ議案第25号農業振興地域整備計画の変更については、農業振興上の影響は無いもと判断されるという意見書を市長に提出いたします。

続きまして132ページ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第26号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明します。資料は132ページです。まず、この荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてとは、対象農地が農地法に定義される「農地」に該当するかどうかを判断し、農地に該当しない場合は非農地通知を交付するものです。まず、農地とは耕作の目的に利用される土地で、耕作とは肥培管理して作物を栽培することです。また、作物を栽培していなくても耕作しようとするれば、いつでも耕作できる休耕地も農地に含まれます。農地か

どうかの判断は、簡単に言うと長年耕作されず山林原野化するなど自然に荒廃し、簡単には農地に戻らない、又は農地に戻しても継続した利用が見込めない土地を非農地と判断します。

それでは、番号1・2です。スライドを用意しておりますのでそちらも併せてご覧下さい。申出人は御厨町中野免■■番地■■氏で、土地の所在地は御厨町下登木免字焼山■■・畑・211㎡、■■・畑・19㎡の2箇所です。4月24日に地元委員の長谷川委員と現地調査を行いました。10年以上前から耕作されていないとの申立てでありました。現地調査を行った結果、全体的に荒廃し、特に南側に至っては雑木等が茂って荒廃している様子を確認しました。一部基礎が確認できましたが、ずいぶん前に建てられた豚舎が解体されたもののことです。申出地全体を見ると、荒廃が進んでいる状況であり、土地の所在地や面積からして、仮に農地へ復旧したとしても継続した営農は見込めないことから、申出のとおり「原野」として非農地判断して差し支えないものと考えます。

続きまして番号3です。申出人は御厨町下登木免■■番地■■氏で、土地の所在地は御厨町中野免字久保田■■・畑・1,018㎡です。こちらも、4月24日に地元委員の長谷川委員と現地調査を行いました。10年以上前から耕作されていないとの申立てでありました。ずいぶん前はみかん畑だったようで、一部は開けておりましたが、全体の4分の3以上は雑木が茂るなど荒廃した様子を確認しました。申出地全体を見ると、荒廃が進んでいる状況であり、土地の所在地や面積からして、仮に農地へ復旧したとしても継続した営農は見込めないことから、申出のとおり「原野」として非農地判断して差し支えないものと考えます。

以上、3件につきまして皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは1番から3番について地元委員の意見を伺いたいと思います。推進委員6番長谷川委員お願いいたします。

農業委員 推進委員6番長谷川です。番号1番から2番については畑とありますが現況は、道のような状態で10年以上前から耕作されていないとのことですが、私の知る限りでは30年以上は耕作されていないものです。周囲は宅地が多く、なかなか耕作をすることは出来ないと思います。3番の■■氏のところは、ここも30年以上は耕作されていないということと、前に■■公民館がありまして、その間の道と1m以上段差がありまして少し危ないということで少し泥をいれています。特に進入路もなく、今後も耕作することはなかなか難しいと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員からのご意見がございました。各委員から何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

 ここで、1時間を過ぎましたので一時休憩を取りたいとおもいます。50分までの休憩とします。

【休憩】

議 長 それでは再開いたします。133ページ議案第27号令和6年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 令和6年度農業臨時雇い標準賃金等について説明いたします。議案133ページをご覧ください。令和6年度における農業臨時雇い標準賃金等について、下記のとおり意見を公表するものでございます。表1の農作業賃金ですが、1時間当たり900円としております。この額は昨年9月総会の折に長崎県の最低賃金を参考にした額となっております。最低賃金の改定が毎年10月に予定されておりますので、最低賃金を下回ることになれば、今年の9月にまたご審議いただきたいと考えております。次に、2番目の機械作業その他請負料金につきましては、基本的に据え置いております。ただ、水稻中苗育苗の普通期につきましては、これまでより217円増額しております。3番につきましては、この農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議するものとする。4番の賄いは地域の慣習によるものとする。5番の交通費を要する場合は双方協議すると追記をさせてもらっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第27号 令和6年度農業臨時雇い標準賃金等についての公表については、松浦市のホームページにおいて、令和6年4月30日から公表することといたします。また、農業委員会だより臨時号に掲載することといたします。

 続きまして、134ページ 議案第28号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況及び令和6年度最適化活動の目標の設定等の公表についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第28号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況（案）及び令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の公表について説明いたします。農業委員会等に関する法律第37号の規定による農業委員会における事務の実施状況及び「農業委員会による最適化活動推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」

による最適化活動の目標の設定等について公表するものでございます。議案135ページから140ページまでが令和5年度の実施状況分となっております。

議 長 ありがとうございます。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第28号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和6年度最適化活動の目標の設定等の公表について、松浦市のホームページにおいて、令和6年4月30日から公表することといたします。

議 長 はい。ありがとうございます。
続きまして、議案第29号、農地利用の最適化に係る指針（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料144ページ議案第29号、農地利用の最適化に係る指針について説明いたします。これは、農業委員会等に関する法律第7条第3項に基づき、松浦市農業委員会の農地等の利用に関する最適化の推進に関する指針を定めるものでございます。これは、委員さんの3年に1回の改選を契機にこの指針を見直すことになっておりまして今年度の4月に見直すことになっております。この資料については、事前にお目通しは頂いていると思いますが、数値目標に対しての推進方法を定めた内容となっております。この指針が決定されましたら、4月30日にホームページに公表できればと考えております。この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動の実績に応じ毎月の定額報酬に加算される根拠となるものであり、また委員さんの活動の目標となるものであります。まず農地利用の最適化に向けた三つの大きな柱のうちのひとつといたしまして、遊休農地の発生の防止、解消があります。具体的には148ページをご覧ください。遊休農地の解消面積といたしましては、今年度から令和15年度までの10年間で最終的には遊休農地を0haに落としていこうということにしております。どうしても毎年増減がございます。その増減を繰り返しながら令和15年度末までには、0haまでに落としていければと思っております。現状の10.98haと書いてありますが、この分は5年度に新たに発生しました遊休農地の8.84haとそれ以前に遊休農地としておりました2.1haをたした数値が10.98haとなっておりますので、これをスタートとして10年後には0haに出来るように目標を設定しております。次に149ページをご覧ください。二つ目の柱としまして、担い手への農地利用の集積、集約化があります。この表の現状の721haというのは、認定農業者と基本構想水準到達者、新規認定就農者等が実際に経営されている面積の合計が721haとなっております。これを、経営規模拡大とか農地の集積集約をしながら増やしていただきたいということで数値をあげているところ

でございます。先程の議案の中であがっていた目標の中で、長崎県から松浦市に割り当てられているのが年間33ha ずつ増やすとなっておりますので、その積み上げの結果、令和15年度末の目標を1,051ha としております。なかなか難しいとは思いますが目標の数値として記載しております。次に150ページになります。三つ目の柱といたしまして、新規参入の促進があります。これは、新規参入する個人と法人の2つに分けておりますけど、ここに記載しております現状につきましては農林課に確認した数字となっております。この数値は個人については親元就農をされた方を含めた数字で11人としております。後、法人につきましては農事組合法人が松浦市には御厨と今福にあわせて2団体ありますが、それ以外に株式会社等を含め15法人ございます。それらをスタートとして年間、個人で1人の増、法人で1法人の増と考えております。以上が指針についての説明となります。ご審議下さいますようお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。今事務局から説明がありましたけれども皆様の方からご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、議案第29号農地利用の最適化に係る指針の公表について、松浦市のホームページにおいて、令和6年4月30日から公表することといたします。
 以上をもちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

事務局 本日は、協議事項は特にありませんが、お願いと事務連絡がございます。
 ・「活動記録簿の記入について」
 ・「タブレットの配布について」
 ・「全国農業新聞の購読推進について」
 ・「委員上乘せ報酬について」
 ・「地域計画の協議の場について」

議 長 来月の総会は5月27日 月曜日となっております。本日はお疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 31 分

